

## 路外駐車場設置(変更)届出書

平成 年 月 日

稚内市長

様

住所  
氏名

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称						
2	駐車場の位置						
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積	m <sup>2</sup>				
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	m <sup>2</sup>				
	a	建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>
					特定自動二輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車(駐車台数 台) 特定自動二輪車(駐車台数 台)	
					小計		m <sup>2</sup>
	b	建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>
					特定自動二輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>
							m <sup>2</sup>
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車(駐車台数 台) 特定自動二輪車(駐車台数 台)		
				小計		m <sup>2</sup>	
		車路等の面積(B)		それ以外の部分		m <sup>2</sup>	
				四輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>	
				特定自動二輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>	
						m <sup>2</sup>	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車(駐車台数 台) 特定自動二輪車(駐車台数 台)		
				小計		m <sup>2</sup>	
		車路等の面積(D)		それ以外の部分		m <sup>2</sup>	
				四輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>	
				特定自動二輪車専用	(駐車台数 台)	m <sup>2</sup>	
						m <sup>2</sup>	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車(駐車台数 台) 特定自動二輪車(駐車台数 台)		
				小計		m <sup>2</sup>	

	駐車の用に供する部分の面積の合計(A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m <sup>2</sup> 台)		
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m <sup>2</sup> 台)		
							m <sup>2</sup>	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車		(駐車台数	台)
					特定自動二輪車		(駐車台数	台)
				小計			m <sup>2</sup>	
			それ以外の部分			m <sup>2</sup>		
				四輪車専用	(駐車台数	m <sup>2</sup> 台)		
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	m <sup>2</sup> 台)		
							m <sup>2</sup>	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車		(駐車台数	台)
					特定自動二輪車		(駐車台数	台)
小計			m <sup>2</sup>					
4 構 造	イ 建築物である部分							
	ロ 建築物でない部分							
5 設 備	イ 特 殊 装 置	a 特殊の装置の有無						
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号					
			特殊の装置の名称等					
	ロ それ以外の設備							
6	付帯業務のための施設							
7	従業員概数							
8	供用開始(予定)日		平成 年 月 日					

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。